

あらためて確認！本当に安くなるの？ 携帯・スマホ・光回線 “トラブル防止の注意点”

★電気通信事業法が改正され、契約時の書面交付や説明が義務化されました★



加入すると安くなるなどと勧められるオプション契約やセット商品、携帯やスマホ、光回線を解約するとかかる料金・・・などなど日ごろ消費者からの相談を受けている消費生活相談員から、のちのちトラブルにならないために、契約する際に確認すべき事、注意する事などをお聞きします。



実際に使われている契約書などの書類を見ながらのグループワークも計画中！

2017年 2月27日 (月)

13:30~16:00

講師：倉田るみ子さん

消費生活相談員



浦和コミュニティセンター第13集会室

JR 浦和駅 東口徒歩1分 (浦和パルコ上 コムナーレ 10階)

駐車場 あり (有料)

定員 80名 (要申込み)

参加費無料

《お申込み・お問い合わせ》

適格消費者団体 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

TEL048(844)8972

FAX048(844)8973

なくす会に情報をお寄せください！

身の回りの被害、例えば・・・

- 高額な解約手数料、キャンセル料を請求された
- 理由の如何に因らず返金できないと言われた
- 今だけとあったので慌てて申し込んだが、キャンペーンは継続しているなどの被害があった場合、なくす会へ電話、メールをお願いします。契約書のコピーや広告をお送りいただく場合もあります。



★★★情報提供は下記、なくす会事務局へ★★★

電話 048-844-8972 (平日午前10時~午後4時まで)

Fax 048-844-8973

E-Mail: nakusukai.01@saitama-k.com

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5



個々の事例の相談・回答・救済を行なう団体ではありません。

具体的な解決や相談は、お近くの消費生活支援センターなどに迷わず電話を！

全国共通 消費者ホットライン TEL 188 (いやや) (0570-064-370)

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会について

『適格消費者団体』とは？

内閣総理大臣から認定を受けた団体です。

消費者に変わって、「不当な契約」「不当な勧誘」「不当な表示」などを行なう事業者に対し、不当行為の改善申入れや、差止訴訟を起こすことができる資格を持った団体です。

事業者が不当な行為を続けることを阻止し、消費者被害が広がらないように活動しています

●なくす会は、以下のような条項の使用差止めを求め、訴訟を提起しました

- 着物レンタル業者の不当なキャンセル条項
- 不動産賃貸業契約期間2年未満の短期解約について定めた条項等
- 探偵社の調査委任契約後の解約手数料に関する条項



会員になって活動を支えてください

** 寄付も随時、受け付けています **

消費者被害の拡大を防ぐ活動を支えるのはみなさんの力です！

個人正会員 : 3000円/年

個人賛助会員 : 1000円/年

上記事務局までご連絡ください